



- 最近の動向
「社会保障審議会介護保険部会・介護給付費分科会が開催されています」
- お知らせ
「12月から平成24年度介護職員処遇改善交付金の申請受付を開始します」
「福祉サービス第三者評価・受審実績 CD(都民配布用)を作成しました」
「平成24年4月1日以降、介護保険の事業所開設を予定している事業者の方へ！」
「生計困難者に対する利用者負担軽減事業にご協力ください」
- 注意
「インフルエンザ総合対策の推進について」

平成23年12月1日発行 第89号

最近の動向

○ 社会保障審議会介護保険部会・介護給付費分科会が開催されています

今後の介護保険制度について、介護保険部会・介護給付費分科会で検討されています。

資料及び審議内容については、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】→審議会・研究会等>社会保障審議会>介護保険部会・介護給付費分科会

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html#shingi1>)

お知らせ

○ 12月から平成24年度介護職員処遇改善交付金の申請受付を開始します！

平成24年度の介護職員処遇改善交付金(平成24年2月及び3月サービス提供分の2か月分のみ)の交付申請を12月1日から郵送にて受け付けます。交付申請は、年度ごとに必要となりますのでご注意ください。

申請書類、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

なお、2か月分受給するためには、平成24年1月16日(月)【期限必着】までに申請をしていただく必要があります。申請漏れのないよう、早めのご提出をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善交付金お問合せ専用電話】TEL03-5320-4343

※ 受付時間:平日9時30分から17時(11時45分から13時15分を除く)

お知らせ

○ 福祉サービス第三者評価・受審実績CD(都民配布用)を作成しました

東京都福祉サービス評価推進機構では、都民がサービスを選択する際などに福祉サービス第三者評価を参考にしてもらうため、過去5年間の評価受審事業所を掲載したCDを作成しました。

このCDは区市町村や地域包括支援センターの窓口、福祉分野の就職相談会等で配布するなど、都民への普及啓発に活用していきます。

今後とも、サービスの質の改善や都民への情報提供のために、第三者評価の積極的な受審をお願いします。

※福祉サービス第三者評価の詳細については、下記ホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」をご覧ください。

(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>)

【お問い合わせ先】 指導監査部指導調整課評価推進担当 TEL 03-5320-4035

東京都福祉サービス評価推進機構 TEL 03-5206-8750

お知らせ

○ 平成24年4月1日以降、介護保険の事業所開設を予定している事業者の方へ！

平成24年4月1日以降開設予定の事業者の方は、開設3ヶ月前末日までに「新規指定申請予約申込書」をFAXで東京都福祉保健財団事業者指定室(以下、財団という。)に送信、「指定前研修」(法令遵守の具体的内容、指定申請書の書き方等)を受けた後、開設2ヶ月前末日までに「新規指定申請書」を財団に提出していただく方法に変わります。

平成24年4月1日指定予定事業者スケジュール

- ①「新規指定申請予約申込書」(平成24年1月末日までに申込み) ②2月中旬に「指定前研修」受講
- ③2月末日までに「新規指定申請書」を財団に提出(要予約)

※①②の詳細については、12月中旬に下記ホームページに掲載する予定です。

東京都介護サービス情報に掲載している「新規指定申請時の関係書類」の変更は、現在のところ予定はしていません。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

○ 生計困難者に対する利用者負担軽減事業にご協力ください

東京都では、介護サービスの利用にあたり、所得が低く、生計が困難な方への配慮のため、利用者負担額の一部を軽減する事業を実施しております。

事業実施にあたっては、事業者の皆様のご協力が不可欠です。ご協力いただける場合は、「軽減申出書」を東京都事業所が所在する区市町村にそれぞれご提出ください。(「軽減申出書」の様式や制度の詳細については、下記の東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。)

制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報(指定状況、負担軽減等)>生計困難者に対する負担軽減事業

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/keigen/index.html)

【お問い合わせ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291

注意

○ インフルエンザ総合対策の推進について

厚生労働省では、この冬のインフルエンザの流行に備え、「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめ、併せて「平成23年度インフルエンザQ&A」を作成するとともに「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」の改定を行いました。

各介護サービス事業所及び各施設におかれましては、以下のホームページ掲載の内容をご確認の上、感染予防・感染拡大防止等適切なインフルエンザ対策に努めていただくようお願いします。

【厚生労働省ホームページ】→政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>インフルエンザ対策

「平成23年度 今冬のインフルエンザ総合対策」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

「インフルエンザQ&A(平成23年度)」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>)

「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki22.pdf>)

※参考 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ (<http://idsc.nih.gov.jp/index-j.html>)